

(教務規程第10条関係)

## 治癒証明書

氏 名

生年月日 年 月 日

病 名

上記の者は、上記の疾病のため療養中のところ、回復したので、登校しても差し支えないことを証明します。

出席停止期間 年 月 日 ～ 月 日

年 月 日

住 所

医療機関名

医 師 名

印

※本様式により、欠席届とともに治癒後3日以内に大学事務局へ提出のこと。

期日内の提出がない場合は公欠として認められません。

(宝塚医療大学様式)

担当医 殿

感染症治癒証明書 記入について（ご依頼）

本学では感染症に罹患、あるいは罹患した疑いがあり、他への感染の恐れがある場合、出席停止を規定しております。お手数をお掛けしますが、他への感染症の恐れがなくなり、登校に支障がなくなりました際には、表面にて証明頂きますようお願い申し上げます。

	対象疾病	出席停止の期間の基準
第 1 種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属 SARS コロナウイルスであるものに限る。）、中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属 MERS コロナウイルスであるものに限る。）及び特定鳥インフルエンザ（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）第 6 条第 3 項第 6 号に規定する特定鳥インフルエンザをいう。） 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 6 条第 7 項から第 9 項までに規定する新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症	治癒するまで
	インフルエンザ（特定鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。）	発症した後 5 日を経過し、かつ、解熱した後 2 日を経過するまで
第 2 種	百日咳	特有の咳が消失するまで、又は 5 日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹	解熱した後 3 日を経過するまで
	流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後 5 日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風しん	発疹が消失するまで
	水痘	全ての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後 2 日を経過するまで
	結核及び髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
第 3 種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで